

令和2年度包括外部監査(指摘事項)に係る措置状況

(単位:件)

措置状況の区分	件数
措置済	37
対応中	2
指摘事項件数	39

令和2年度包括外部監査(指摘)一覧

No.	項目	所管課
R020 01S	道路占用許可に係る事務の停滞について	4土木事務所共通事項
R020 02S	道路占用申請事案の事務処理について	中央・美浜土木事務所
R020 03S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	中央・美浜土木事務所
R020 04S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	中央・美浜土木事務所
R020 05S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	中央・美浜土木事務所
R020 06S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	中央・美浜土木事務所
R020 07S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	中央・美浜土木事務所
R020 08S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	中央・美浜土木事務所
R020 09S	道路占用申請事案の事務処理について	花見川・稲毛土木事務所
R020 10S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	花見川・稲毛土木事務所
R020 11S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	花見川・稲毛土木事務所
R020 12S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	花見川・稲毛土木事務所
R020 13S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	花見川・稲毛土木事務所
R020 14S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	花見川・稲毛土木事務所
R020 15S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	花見川・稲毛土木事務所
R020 16S	文書管理について	花見川・稲毛土木事務所
R020 17S	道路占用申請事案の事務処理について	若葉土木事務所
R020 18S	ちばし道路サポート制度に係る事務処理について	若葉土木事務所
R020 19S	道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について	若葉土木事務所
R020 20S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	若葉土木事務所
R020 21S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	若葉土木事務所
R020 22S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	若葉土木事務所
R020 23S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	若葉土木事務所
R020 24S	固定資産管理の適正性：売払処理について	若葉土木事務所
R020 25S	道路占用申請事案の事務処理について	緑土木事務所
R020 26S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	緑土木事務所
R020 27S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	緑土木事務所
R020 28S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	緑土木事務所
R020 29S	在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	緑土木事務所
R020 30S	固定資産台帳登録について	土木保全課
R020 31S	道路台帳への道路情報の登載について	路政課
R020 32S	改良工事完成後の道路台帳への登載について	路政課
R020 33S	場内放置に対する料金徴収のあり方について	自転車政策課
R020 34S	無申請利用に対する料金徴収のあり方について	自転車政策課
R020 35S	個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について	自転車政策課

No.	項目	所管課
R020 36S	個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について	自転車政策課
R020 37S	移動保管自転車等売却契約に基づく売却代金について	自転車政策課
R020 38S	道路改良工事の完了通知について	道路建設課（道路計画課）
R020 39S	買収した用地に対する会計処理について	街路建設課（道路建設課）

令和2年度包括外部監査結果(指摘)

監査テーマ:道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02001S	道路占用許可に係る事務の停滞について	72	【結果:指摘】 道路占有者による完了届が速やかに提出されない場合(規則上、工事完了日から14日以内と規定。同規則第16条第1項)、道路占有者による完了届提出の単なる失念であるかどうかも含めて、各土木事務所においては道路占有者に連絡し、規定に基づき占用工事完了届等を提出するよう催促されたい。	措置済 (令和8年3月)	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。	4土木事務所共通事項
R02002S	道路占用申請事案の事務処理について	81	【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。	措置済 (令和7年1月)	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。	中央・美浜土木事務所
R02003S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	87	【結果:指摘1】 原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。	措置済 (令和3年11月)	令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。	中央・美浜土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02004S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	87	【結果:指摘2】 常温合材の契約に当たり、当初から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号や千葉市契約規則第21条の2に規定される随意契約の許容範囲を超過しているため、随意契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。	措置済 (令和3年11月)	令和2年度から、発注予定数量の精査を行い、予定価格に応じ一般競争入札を採用している。	中央・美浜 土木事務所
R02005S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	87	【結果:指摘3】 常温合材の発注に関しては、当初の単価契約の発注予定数量(450袋)を実際には大きく超過する発注がなされていたものと容易に推定することができる。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。	措置済 (令和6年3月)	変更契約の手続きについては、令和4年4月1日付けで土木管理課長から常温合材を使用する各所属長に対し、単価の変更等を検討し、予定数量を超過した際の変更契約等の必要性について周知し、再発防止の徹底を図った。 なお、常温合材の発注については、令和3年度から土木事務所共通の数量管理表により適切な数量管理を行っている。	中央・美浜 土木事務所
R02006S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	87	【結果:指摘4】 常温合材の購入に係る単価契約は、契約を行うことができる他の9つの事務所で個別に実施せず、中央・美浜土木事務所が代表して契約手続きを行っているが、書面上明確に契約の委任関係が確認できない。市と外部事業者との間における契約行為は、債権債務を確定する行為として法律上、重要な行為であるため、書面上確認することができない契約の委任行為は、内部統制上も重大な不備に該当するものと考えられる。 したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の9つの事務所が当該契約担当の中央・美浜土木事務所に対して、契約事務の専決を委ねる意思決定を行っていることを確認するなど、適正な契約事務の手続きを整備されたい。	措置済 (令和7年1月)	常温合材の購入に係る単価契約については、各土木事務所から送付された「入札(見積)執行及び契約事務について(依頼)」の書面を確認した上で、代表して契約事務を行っている。	中央・美浜 土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02007S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	87	【結果:指摘5】 契約相手方に対して常温合材を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。	中央・美浜土木事務所
R02008S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	87	【結果:指摘6】 本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。	中央・美浜土木事務所
R02009S	道路占用申請事案の事務処理について	99	【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時間が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。	措置済 (令和7年1月)	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていこう、各土木事務所へ周知徹底した。	花見川・稲毛土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02010S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	103	【結果:指摘1】 土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」(千葉市物品会計規則第27条第6号)ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。	措置済 (令和3年11月)	令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。	花見川・稲毛土木事務所
R02011S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	103	【結果:指摘2】 融雪剤(塩化カルシウム)の契約に当たり、発注予定数量が適切に見積もられていなかったため、少なくとも結果としては、当初から随意契約を採用する基礎に欠けていたものと判断することができる。したがって、契約事務を進める段階で、発注予定数量を見積もる際には実績等を適切に勘案する必要があり、その段階で、発注予定数量に基づく発注予定の合計額が当初から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号や千葉市契約規則第21条の2に規定される随意契約の許容範囲を超過する場合は、随意契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。	措置済 (令和3年11月)	令和2年度から、発注予定数量の精査を行い、予定価格に応じ一般競争入札を採用している。	花見川・稲毛土木事務所
R02012S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	103	【結果:指摘3】 当初の単価契約の発注予定数量(360袋)を実際には大きく超過する発注がなされていた(1,020袋)。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。	措置済 (令和6年3月)	変更契約の手続きについては、令和4年4月1日付けで土木管理課長から融雪剤(塩化カルシウム)を使用する各所属長に対し、単価の変更等を検討し、予定数量を超過した際の変更契約等の必要性について周知し、再発防止の徹底を図った。 なお、融雪剤(塩化カルシウム)の発注については、令和3年度から土木事務所共通の数量管理表により適切な数量管理を行っている。	花見川・稲毛土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02013S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	103	【結果:指摘4】 融雪剤(塩化カルシウム)の購入に係る単価契約は、契約を行うことができる各土木事務所個別に実施せず、令和元年度は花見川・稲毛土木事務所が代表して契約手続きを行っている。この場合、各土木事務所長が有する契約事務に係る専決権を他の土木事務所が花見川・稲毛土木事務所に口頭により委任していると推察されるが、書面上明確に契約に係る専決権の委任関係が確認できない。 したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の土木事務所は当該契約担当の土木事務所に対して、契約事務に係る専決権の委任の意思決定を踏まれるよう、手続きを整備されたい。	措置済 (令和7年1月)	融雪剤の購入に係る単価契約については、代表して契約事務を行っている土木事務所に対し、「入札(見積)執行及び契約事務について(依頼)」を送付している。	花見川・稲毛土木事務所
R02014S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	103	【結果:指摘5】 花見川・稲毛土木事務所は、契約相手方に対して融雪剤(塩化カルシウム)を個別に発注する際には口頭により行われている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。	花見川・稲毛土木事務所
R02015S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	103	【結果:指摘6】 融雪剤(塩化カルシウム)の納品に際して、物品検査員が実施している納品検査について、その「物品検査書」の「検査概要」欄で「契約どおりであったので、合格と認める。」と記載されている。そもそも実際の発注が書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられるが、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された融雪剤(塩化カルシウム)の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要があり、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。	花見川・稲毛土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02016S	文書管理について	110	【結果:指摘】 現在、倉庫で保管されている「機密文書」は約450箱を把握することができるが、個人情報を含む文書の管理としては、不適切であるため、明らかに保存年限を過ぎても不必要に保管されている文書に関しては、廃棄処分の手続きをとられたい。	措置済 (令和5年1月)	保存期間を経過した機密文書のうち、保存期間を延長する必要がないものについては、適切に廃棄処分の手続を行った。	花見川・稲毛土木事務所
R02017S	道路占用申請事案の事務処理について	117	【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。	措置済 (令和7年1月)	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていこう、各土木事務所へ周知徹底した。	若葉土木事務所
R02018S	ちばし道路サポート制度に係る事務処理について	120	【結果:指摘】 令和元年度の「活動実績報告書」の提出の有無不明分の取扱いについては、曖昧なまま放置することなく、監査実施過程で行われたような報告書提出に係る追跡調査を実施するなどして、道路サポーターから提出があった「活動実績報告書」の適正な文書管理を徹底されたい。	措置済 (令和4年1月)	令和元年度の活動実施報告書について、提出を確認できなかった団体に対して個別に照会し、活動状況を把握した。 なお、令和2年度の活動実施報告書については、未提出の団体に対して提出を促し、すべての団体から提出されている。	若葉土木事務所
R02019S	道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課(維持班)が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について	122	【結果:指摘】 通報・パトロール等により入手した情報に基づき道路の不具合等に対応する際の、対応の見送り、所定の協議・準備の経緯、判断等の業務プロセスについて、記録・報告を行う旨の明確なルールとして、業務マニュアル整備・運用を検討されたい。	措置済 (令和7年1月)	通報・パトロール等により発見された道路の不具合箇所等について、ちばレポにおいて対応完了までの進捗管理を行うよう「千葉市道路パトロール実施要領」を改定するとともに、土木部長から各土木事務所長に対し、令和6年9月26日付けで通知した。	若葉土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02020S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	126	【結果:指摘1】 若葉土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」(千葉市物品会計規則第27条第6号)ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。	措置済 (令和3年11月)	令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。	若葉土木事務所
R02021S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	126	【結果:指摘2】 千葉市決裁規程により若葉土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を若葉土木事務所として実施するよう、手続きを整備されたい。	措置済 (令和7年1月)	常温合材の購入に係る単価契約については、代表して契約事務を行っている土木事務所に対し、「入札(見積)執行及び契約事務について(依頼)」を送付している。また、融雪剤の購入に係る単価契約については、各土木事務所から送付された「入札(見積)執行及び契約事務について(依頼)」の書面を確認した上で、代表して契約事務を行っている。	若葉土木事務所
R02022S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	126	【結果:指摘3】 契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には書面で行われず、口頭でなされていた。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。	若葉土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02023S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について	126	【結果:指摘4】 常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要があり、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。	若葉土木事務所
R02024S	固定資産管理の適正性:売払処理について	131	【結果:指摘】 車両の売却に係る予算の積算を行うに当たっては、令和元年度の当初予算で積算したような中古車としての積算ではなく、千葉市物品会計規則等の規定の趣旨を踏まえて、鉄スクラップとして予算の積算を行う必要があり、今後、同様の事務処理に当たってはマニュアル等に今回の事例を明確に追記するなどして、所内に周知されたい。	措置済 (令和5年1月)	令和4年6月1日付けで、土木管理課長から土木部内の各所属長に対し、車両の売払いに係る予算の積算方法について周知し、再発防止の徹底を図った。	若葉土木事務所
R02025S	道路占用申請事案の事務処理について	139	【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。	措置済 (令和7年1月)	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。	緑土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02026S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	143	【結果:指摘1】 道路維持補修等のための原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。	措置済 (令和3年11月)	令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。	緑土木事務所
R02027S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	143	【結果:指摘2】 千葉県決裁規程により緑土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を緑土木事務所として実施するよう、手続を整備されたい。	措置済 (令和7年1月)	常温合材及び融雪剤の購入に係る単価契約については、代表して契約事務を行っている土木事務所に対し、「入札(見積)執行及び契約事務について(依頼)」を送付している。	緑土木事務所
R02028S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	143	【結果:指摘3】 契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。	緑土木事務所

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02029S	在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について	143	【結果:指摘4】 常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要があり、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。	緑土木事務所
R02030S	固定資産台帳登録について	173	【結果:指摘】 柏井橋の橋梁架替工事に係る平成30年度の中間金の当初支払い額(102百万円)の一部(35百万円)が、工事の一部取止めにより返金収納された場合、中間金の支出と関連させて返納の事実を正確に反映させることができるよう、特に留意が必要な固定資産台帳への適正な取得価額の登載として、土木保全課における事務処理手順等に明記し、全庁的な固定資産台帳主管課に共有することを検討されたい。なお、土木保全課からはこの返金収納額については、事業完了時において、建設仮勘定から工作物に振り替える際に適正に反映するという回答を得ている。	措置済 (令和4年1月)	柏井橋に係る橋梁架替工事の返戻額が固定資産台帳に適正に反映されるよう、固定資産台帳の更新手続きを行った。また、固定資産台帳の制度所管課と情報共有するとともに、更新手続きに係る記載要領にも、返戻額等が発生した場合の対応について、注記を加えた。	土木保全課
R02031S	道路台帳への道路情報の登載について	183	【結果:指摘】 道路台帳の利用者にとって有用な情報としての道路台帳に一部登載漏れがある場合、正確な道路情報に基づく事業の実施に支障をきたす危険性が内在しているものと考えられる。また、道路台帳の情報は普通交付税交付金の算定に当たり、基準財政需要額の基礎係数になるものであり、一部の延長距離とはいえ、重要な情報であると考えられる。以上のことから、重要な情報の登載漏れがないよう、現在の道路台帳更新に係る事務処理手順等への事例の追記等を行い、組織内で注意喚起をし、その情報の共有及び履行を徹底するなど、土木事務所を含む道路建設及び改良担当部門と連携を強化して、正確な情報に基づく道路情報の適時、的確な登載に心がけられたい。	措置済 (令和5年3月)	令和4年3月25日付けで、路政課長が土木事務所を含む道路建設及び改良担当部門の各所管課長に対し、留意事項を掲載した業務フローを示すとともに、道路工事完了後は道路工事完了通知書を速やかに提出するよう通知した。	路政課

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02 032 S	改良工事完成後の道路台帳への登載について	185	【結果:指摘】 道路改良工事等が完成し、完成検査も終了して供用された道路に関しては、路政課として、道路建設部門の完了通知漏れのリスクも考慮して、問い合わせ等の調査を行い、道路工事に伴う地形変更等の情報を、道路管理システムや道路台帳に適時、適切に登載されたい。	措置済 (令和4年1月)	道路工事担当課に対して、道路工事完了通知書を速やかに提出するよう年2回の通知を行うこととし、当該方針に基づき、令和3年7月12日付けで道路工事担当課に通知した。	路政課
R02 033 S	場内放置に対する料金徴収のあり方について	198	【結果:指摘】 駐輪場から保管場へ移動された自転車等について、駐輪場に駐輪していた時の利用料金を全てリセットすることについて、暗黙のルールとして運用するのではなく、条例・規則等の規定に明文化されたい。	対応中	現状の事務運用について、規則・要綱等で明文化することを検討していく。	自転車政策課
R02 034 S	無申請利用に対する料金徴収のあり方について	200	【結果:指摘】 「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第10条第4項「ただし、市長が認めるときは、この限りではない」の規定を解釈して、事後精算を容認する事務を導入するよう検討されたい。	対応中	不正利用者に対する取締りの強化や24時間管理運営ができる機械式の設置を進めていく。	自転車政策課
R02 035 S	個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について	225	【結果:指摘1】 菅田保管場については、引取申請書のコピーは残さないよう、適切な事務の執行を徹底されたい。	措置済 (令和3年11月)	令和2年10月に、受託事業者に対して、引取申請書のコピーを残さないよう指示した。	自転車政策課
R02 036 S	個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について	225	【結果:指摘2】 保管場の管理責任者及び管理担当者に対して、個人情報の取扱いについての教育研修を継続的に実施されたい。	措置済 (令和3年11月)	令和2年10月に、受託事業者に対して、個人情報の取扱いについての教育研修を継続的に実施するよう指示した。	自転車政策課

No.	項目	報告書掲載頁	内容(抜粋)	措置状況(通知年月)	措置内容	所管課
R02037S	移動保管自転車等売却契約に基づく売却代金について	226	【結果:指摘】 未収債権の管理において、分割払いに応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6に基づいた履行延期の特約の手続きをとられたい。	措置済 (令和3年12月)	今後同様の未収債権が発生した場合には、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期特約の措置をとる等、適正に対応する。	自転車政策課
R02038S	道路改良工事の完了通知について	261	【結果:指摘】 上記の園生町111号線外1路線は工事が完了し供用されている路線であるが、道路管理システムや道路台帳への修正登録がなされていないことが分かった。道路の拡幅等の現況を正しく事業者等に伝えることが重要であることから、適時適切に、道路台帳等への修正情報を反映されたい。なお、上記の1件に関しては、道路建設課として調査し、完了通知が路政課へ提出されていないことを確認したことから、令和2年12月28日付けで路政課へ正式に提出し措置がなされている。	措置済 (令和3年11月)	未提出であった道路工事完了通知書については、令和2年12月28日付けで路政課に提出した。	道路建設課 (道路計画課)
R02039S	買収した用地に対する会計処理について	278	【結果:指摘】 用地買収に伴う取得であり、道路がいまだ完成していない土地については、建設仮勘定へ振替えることが必要であり、今後適切に処理されたい。	措置済 (令和5年1月)	買収により取得した道路用地の会計処理については、道路が完成し事業に供するまでは「建設仮勘定」にて処理する旨を「用地担当業務マニュアル【道路部用】」に記載し、当該処理を徹底することとした。	街路建設課 (道路建設課)